

# 「ごみ減量等推進優良事業所」認定制度について

## ○ 目的

一般廃棄物排出事業所を対象として、ごみ減量への取り組みを推進している事業所を「ごみ減量等優良事業所」として認定し、当該事業所が取り組んでいる施策を広く市民に啓発することで一般廃棄物の減量化を促進することを目的とする。

## ○ 効果

認定を受けたごみ減量等推進優良事業所（以下「優良事業所」という。）には認定証・ステッカーを交付し、広報紙やホームページで事業所名や取り組み内容を紹介し、ごみ減量活動への支援を行うとともに活動の成果が顕著な優良事業所を表彰いたします。

## ○ 認定基準

次の10項目のうち3項目以上満たしている事業所について認定いたします。

（認定の審査については、職員による取り組み状況の実地調査を行います。）

- 1 レジ袋削減に向けた取り組みの推進
- 2 簡易包装の推進
- 3 使い捨て容器・使い捨て製品の使用削減
- 4 資源回収の推進
- 5 消費者に対するPRの推進
- 6 紙ごみの減量化の推進
- 7 従業員への環境教育
- 8 事業系ごみの発生抑制の推進
- 9 事業系ごみの再資源化の推進
- 10 その他の活動

## ○ 計画書の提出

認定を受けた優良事業所は、廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例第20条の規定に準じ、前年度実績に基づき事業系一般廃棄物の減量に関する計画書を作成し、毎年度6月末日までに提出していただきます。

## ○ 表彰

毎年1回、優良事業所から提出された事業系一般廃棄物の減量に関する計画書に基づき、活動の成果が顕著な優良事業所を管理者から表彰いたします。

